



私立幼稚園（新制度園）・認定こども園（教育部分）に通園（予定）のみみなさまへ

利用者負担額（保育料）無償化のしおり

令和7年9月1日時点

無償化の対象について

茨木市民で、満3歳～5歳児の児童は、利用者負担額（保育料）が無償化の対象となります。また、「保育の必要性の認定」を受けることで、「預かり保育」についても、「月の利用日数×450円」（月額11,300円、施設等利用給付3号認定の場合は月額16,300円）を上限に、無償化の対象となります。（満3歳は、通常3歳児より無償化対象となりますが、幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスに所属している場合のみ、無償化対象となります。）

※**通園送迎費、食材費、行事費、バス送迎費等の実費は保護者の負担になります。**

「預かり保育」が無償化の対象になるためには、「施設等利用給付認定」の「2号・3号」の申請を茨木市に提出する必要がありますので、次のフローに従い、申請が必要か確認し、保育幼稚園事業課へ必要書類を提出してください（4月に入園されるかについては、園の指示に従い、ご提出ください）。

なお、「2号・3号」の認定開始日は茨木市に申請があった日以降となるため、さかのぼって認定することはできません。

また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合、認定事由の開始日以降に認定開始となります。

※保育所や認定こども園の保育部分の2号・3号認定（教育・保育給付2号・3号認定）とは制度が異なります。保育部分の利用申込みを希望される場合は、別途手続きが必要です。ご不明な点がございましたら、保育幼稚園事業課へお問い合わせください。

どの認定を申請できますか？

茨木市民ですか？

はい



いいえ

お住まいの市町村の担当課にお問い合わせください。

子どもを家庭で保育することが困難な理由（保育の必要性）（※）はありますか？

※ 就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学など（詳細は5・6ページを参照）

はい



いいえ

申請は不要です。

（利用者負担額は無償化）

満3歳児クラスですか？

はい



いいえ

施設等利用給付2号（3号）認定を申請できます。在籍園または保育幼稚園事業課から必要書類を受け取り、同封している申請書と保育の必要性を証明する書類をあわせて申請してください。※詳細は6ページ

住民税非課税世帯ですか？

はい



いいえ

申請は不要です。

（利用者負担額は無償化）

施設等利用給付認定とはなんですか？

無償化の対象となるために必要な認定です。次の認定区分に応じた申請が必要です。2号認定については、「保育の必要性があること」で対象となり、3号認定については「保育の必要性があること」に加え、「住民税非課税世帯の方」のみ対象となります。

「保育の必要性」がない場合、申請の必要はありません。ご入園にあたり、教育・保育給付認定の1号認定を受ける必要があるため、その認定をもって、利用者負担額（保育料）のみ無償化の対象となります。

※3号認定は、満3歳児クラスの方に限ります。

※施設等利用給付の2号～3号認定は、以下**新2号～新3号認定**と呼びます。

認定区分	年齢要件	保育の必要性	住民税要件	給付対象施設・事業
新2号認定 （子ども・子育て支援法30条の4第1項第2号）	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子ども（3歳児～5歳児クラス）で、保育の必要性があるもの	あり	なし	通常教育部分（全額無償） 預かり保育部分（月額11,300円上限）
新3号認定 （子ども・子育て支援法30条の4第1項第3号）	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども（満3歳児クラス）で、保育の必要性があるもの	あり	住民税非課税世帯のみ	通常教育部分（全額無償） 預かり保育部分（月額16,300円上限）

月途中の入退園・転出入のときの注意点

- ・月途中の入退園や茨木市に転入される場合は、あらかじめ茨木市にその旨を届出してください。
- ・茨木市から転出するときは、**転出日の前日をもって認定を取り消します。**
- ・**転出日以降の期間に対して茨木市から施設等利用費の支給は原則受けることができません。**
(ただし、転出先の市町村との調整により、転出された月の月末まで茨木市から支給する場合があります。
なお、卒園される月については茨木市より支給します。)
- ・**転出日以降の期間については、転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請が必要を確認し、施設等利用費の支給を受けられるよう必ず手続きをしてください。**
【例】8月10日に転出する場合、8月9日までは茨木市より、8月10日以降は転出先の市町村で施設等利用費の支給を行います。
- ・施設等利用費の支給額は、その月の転出日の前日までの平日の日数及びその月の平日の日数にもとづいて日割りします。

施設等利用給付認定の申請に必要な書類について

以下2点の書類が必要です。必要書類は、幼稚園・認定こども園または保育幼稚園事業課から取得いただくか、市ホームページからダウンロードできます。

- ①茨木市施設等利用給付認定申請書（2・3号用）
- ②「保育の必要性」の認定に必要な書類（「保育の必要性」ごとに異なります。
詳細は5・6ページをご覧ください。）

幼児教育・保育の無償化
手続きについて



① 利用者負担額

利用者負担額（保育料）はいくらまで無償になりますか？

利用者負担額（保育料）は**全額無償**になります。

※利用者負担額（保育料）以外の実費徴収（おやつ代、日用品代等）は無償化の対象となりません。

② 預かり保育

幼稚園・認定こども園の預かり保育の無償化について

市から「**保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）**」を受けた場合、「預かり保育料」についても、無償化の対象となります。（上限があります。）

※**新2号・新3号認定は、茨木市に申請があった日以降の認定となります。**

さかのぼって認定することはできません。

※**新2号・新3号認定を受けていない期間は、無償化の対象となりません。**

※**新2号・新3号認定は、預かり保育の利用を確約するものではありません。**

定員等により希望する日に利用ができない場合があります。

預かり保育料はいくらまで無償になりますか？

- ① 在籍園に支払った預かり保育料
- ② 450円×利用日数

月単位で①と②を比較して、少ない額が、施設等利用費の支給額です。
新2号は月額11,300円、新3号は月額16,300円が上限となります。
※体調不良等で実際に預けなかった日は、利用日数に含めません。

【利用例】新2号認定を受けていて、預かり保育を16日利用、利用料が8,000円のと

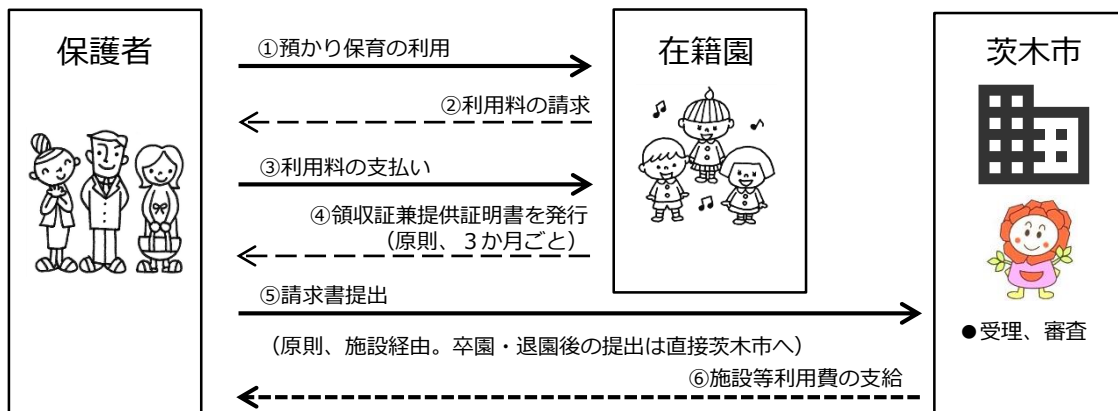
- ① 在籍園に支払った利用料・・・8,000円
- ② 450円×利用日数16日・・・7,200円



施設等利用費の支給額は、②の7,200円
実質負担額は、800円です。

預かり保育料に対する施設等利用費の支給方法について

預かり保育料の無償化は、「いったん保護者が在籍園に利用料を支払い、後から無償になる部分について市に請求し、施設等利用費の支給を受ける」方法（償還払い）です。



在籍園から受け取った「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の金額等を確認の上、請求書部分を記入・押印し、提出してください。
原則、領収証等の再発行はできません。提出まで大切に保管してください。

施設等利用費の請求はいつすればよいですか？

提出期日等は在籍園からお知らせします。請求書類は、在籍園からお受け取りください。

また、請求の時期は以下のとおりです。（原則、3か月ごとの請求）

4～6月利用分：7月上旬、7～9月利用分：10月上旬

10～12月利用分：1月上旬、1～3月利用分：4月上旬

幼稚園・認定こども園で受付する期日に間に合わない場合は、直接、茨木市に提出してください。

茨木市が審査を行い、**申請から2か月程度**で、指定の口座に振込みます。

※請求時期が過ぎた場合でも、請求書類を提出すれば、審査のうえ、ご指定の口座に振込することが可能です。

（利用した月の翌月1日から起算して2年を超えると施設等利用費の請求はできません）

認可外保育施設等利用の無償化について

認可外保育施設等（※1）の利用料は、在籍園の預かり保育が十分な水準でない場合に（※2）、無償化の対象となります。

（※1）認可外保育施設等とは、認可外保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を含みます。茨木市から無償化の対象として確認を受けた施設が対象です。（市内の対象施設は市ホームページに掲載しています。）複数のサービスを利用した場合も、月額上限の範囲で対象となります。

（※2）預かり保育を実施していないか、「①教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または②年間の開園日数が200日未満のいずれか」にあてはまる場合（在籍園があてはまるかどうかは市ホームページや在籍園で確認してください。）

無償化対象施設



認可外保育施設等を利用した場合、いくらまで無償になりますか？

在籍園の預かり保育の無償化分と認可外保育施設等を合わせて、月額上限11,300円（新3号は16,300円）まで茨木市から施設等利用費が支給されます。

【例】新2号認定で、その月の在籍園での預かり保育の支給額が9,000円（450円×20日間）のとき、認可外保育施設等の利用料で支給される額の上限は、2,300円（11,300円－9,000円＝2,300円）となります。

認可外保育施設等利用料に対する施設等利用費の支給方法について

認可外保育施設等の利用に関する施設等利用費の請求は、直接、保育幼稚園事業課に提出してください。

利用施設等から受け取った「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」の金額等を確認の上、請求書部分を記入・押印し、保育幼稚園事業課に提出してください。

原則、領収証等の再発行はできません。提出まで大切に保管してください。

提出の時期は、3ページの幼稚園・認定こども園の預かり保育料の請求と同じです。

副食費（おかず代等）の無償化内容

下記に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

■ 対象

① 市町村民税所得割課税額※77,101円未満の世帯の児童

※市民税所得割課税額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

② 小学校3年生以下のきょうだいの中で数えて3番目以降の児童

③ 生活保護世帯、里親（養育里親・養子縁組里親）である世帯

※里親（養育里親・養子縁組里親）である世帯は里親であることの証明を提出してください。

■ 内容

副食費（おかず代等）として実費徴収される費用について徴収が免除されます。

※給食費すべてが対象ではありません。

ごはん・麺・パン等の主食費や、預かり保育時間内に提供された給食・おやつについては免除対象外です。

※おやつのみ提供される日など、給食実施日以外に提供するものは免除対象外です。

給食費

主食費
副食費 ※免除対象

副食費免除対象者への通知について

免除の対象となる方には、「茨木市利用者負担額決定（変更）通知書」により茨木市から通知します。

副食費における留意事項

- ・保育料（利用者負担額）は、課税状況に関わらず、全員が無償ですが、市町村民税の申告または確定申告をしていない場合は副食費の免除が受けられない場合があります。
- ・税額変更や、婚姻・離婚等による保護者の異動があった場合は、すみやかに茨木市に申告が必要です。それらにより、徴収免除の対象ではないことが判明した場合は、免除済みの副食費について、追加徴収が発生する場合があります。

必ずご確認ください事項について

- ・ **新2号及び新3号認定の認定開始日は、茨木市に申請があった日以降となります。さかのぼって認定することはできませんので、ご注意ください。また、認定事由の開始日（就労開始日等）が認定開始希望日より後の場合、認定事由の開始日以降の認定開始となります。**
- ・ **申請後30日を経過しても保育の必要性の認定に必要な書類の提出がない場合は、申請を却下することがあります。**
- ・ **育児休業を取得中の場合は、預かり保育等の利用は可能ですが、新2号及び新3号認定の対象となりません。**
無償化の対象外となりますので、預かり保育料についても実費負担となります。（預かり保育等の利用ができない場合もあります）育児休業から復帰し、新2号または新3号認定を受けたい場合は、**復職日が決定後**、復職日までに「茨木市施設等利用給付認定申請書（2・3号用）」等必要書類を茨木市に提出してください。
- ・ 他の幼稚園等に転園される場合は、施設等利用給付認定申請書を再度ご提出いただく必要があります。
- ・ 次のときは、保育幼稚園事業課に「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更申請書（A-②）」または「茨木市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届出書（B-②）」の提出が必要です。

施設等利用給付認定変更申請書（A-②）	施設等利用給付認定変更届出書（B-②）
・ 保護者の就労状況等に変更があったとき。 （退職、転職、勤務場所、勤務日数、勤務時間の増減等） ・ 転出、退園、施設の利用を終了するとき。 ・ 妊娠されたとき。 （就労の方は産前休暇に入られる前に提出してください） ・ 施設等利用給付認定の申請後、保育所等に入所する等によって、私立幼稚園・認定こども園の1号部分（教育部分）に入園しないこととなったとき（※）。	・ 住所、家族構成等世帯の状況に変更があったとき。

- ・ **新2号（3号）認定決定後、保育の必要性の有無の確認のため、毎年現況調査を行います。調査の結果、保育の必要性が確認できなかった場合や、保育の必要性の有無が変更となった場合で正当な理由なく上記A-②、B-②の提出がないとき、原則として保育の必要性がなくなった日までさかのぼって新2号（3号）認定を取り消します。また、保育の必要性がない期間中に預かり保育を利用した場合は、預かり保育料を後日お支払いいただくことがあります。**保育の必要性の有無が変更となった場合は、速やかに稚園事業課まで必要書類をご提出ください。

※複数の認定こども園の教育部分（1号）、幼稚園を併願し、どちらにも施設等利用給付認定の申請をされた場合は、どの園に入園するか決定したら、保育幼稚園事業課へお手続きが必要です。お手続きがない場合、認定できない場合がございますので、ご注意ください。

保育の必要性について

事由	状況	認定期間
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	事由による必要な期間
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がない場合	産前6週（多胎出産の場合は14週）のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで
疾病・障害	疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合	事由による必要な期間
介護・看護	同居または別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常に月64時間以上介護または看護する場合	事由による必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	事由による必要な期間
就学	月64時間以上就学することを常態としている場合	事由による必要な期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	原則1か月間 年度内で最大90日間（※）

（※）認定後、1か月が経過しても就労が決まらない場合は「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動の事実が確認できた場合は、認定期間を**年度内で最大90日間まで**延長することが可能です。

保護者それぞれの証明書類が1世帯に1部ずつ必要です。

保護者の状況		必要な書類	注意点
就 労	就 労 (下記②、③を除く) ・雇用(三親等以内の親族に雇用されている場合を除く) ・自営業(法人)	別紙2 就労証明書	・有期雇用の場合は、「3 雇用(予定)期間等」に雇用期間の記載及び「14(雇用契約の)満了後の更新の有無」の記載が必要です。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 ・申請時に就労内定または産前産後休暇中・育児休業中の場合は、就労開始後2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。
	②自営業	①別紙2 就労証明書 ②確定申告書(写) ③源泉徴収票や直近3か月分の給与明細 ※専従者または三親等以内の親族に雇用されている者のみ	・②については、令和7年中に開業した場合は開業届(写)、開業2年目以降は直近の就労者自身の確定申告書(写)を提出してください。 ・③については、専従者としての氏名が記載された確定申告書(写)もしくは、開業届(写)、給与明細(直近3か月分)等を提出してください。 ・就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。 ※就労証明書のみでは認定できませんので、必ず該当する書類をご提出ください。
	③内職	別紙3(おもて) 内職証明書	就労先が複数の場合は、各々の事業所による証明書類が必要です。
妊 娠・出 産		母子健康手帳 (写)	・保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日の記載があるページの写しを提出してください。 ・申請書に、出産予定の有無及び出産(予定)日を必ず記入してください。
疾 病		医師の診断書	・病名、治療期間、通院頻度、児童の保育が困難な状況等が分かるものが必要です。 ・就労をしている場合は、別紙2「就労証明書」を併せて提出してください。
病人や要介護者を介護(看護)している		①医師の診断書等 ②介護・看護状況申出書 ③介護サービス計画 ※要介護(看護)者が介護サービスを利用している場合のみ	・①については、要介護者の状態や要介護状態が分かるものが必要です。 ・②については、介護(看護)に要する時間や日数が分かる内容のものが必要です。 ・きょうだいの親子通園等が必要な場合は、そのことを証明する書類が別途必要です。(※きょうだいの食事の提供や身支度の手助け等、一般世帯でも必要と想定される時間については対象外です。) ・③については、ケアマネージャー等が作成した、「受けているサービスの内容」及び「利用頻度」がわかるものが必要です。
障 害		医師の診断書等	・障害者手帳(身体・療育・精神)を有している場合は提出不要です。
就 学		①在学証明書または学生証(写) ②時間割 ③就学期間の分かる資料	・令和8年4月から就学予定の場合は、現在の状況を証明する書類を提出し、左記の書類をいつご提出予定か記載してください。 ・研究室に所属している等で②が提出できない場合は、研究室長や担当教授等による証明書を提出してください。(別紙2就労証明書参考)。
求職活動中		別紙3(うら) 求職活動申立書	

※別途、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。

【問合せ先】茨木市 こども育成部 保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

072-620-1638 (直通)

(受付時間 月～金(祝日・年末年始除く) 8:45～17:15)